

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）（参照条文）

関税法（昭和二十九年法律第六十一号）（抄）

（入出港の簡易手続）

第十八条 外国貿易船が開港に入港した場合において、乗組員の携帯品、郵便物及び船用品以外の貨物の積卸をしないで入港の時から二十四時間以内に出港するときは、第十五条第一項（外国貿易船の入港手続）の規定を適用しない。但し、船長は、入港届を出港の時までに税関に提出しなければならない。

2（省略）

（船舶又は航空機と陸地との交通等）

第二十四条 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機と陸地との間の交通（次項の規定に該当するものを除く。）又は貨物の積卸は、税関長の許可を受けた場合を除く外、その指定した場所を経て行わなければならない。

2（省略）

（外国貨物を置く場所の制限）

第三十条 外国貨物は、保税地域以外の場所に置くことができない。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一（省略）

二 保税地域に置くことが困難又は著しく不相当であると認め税関長が期間及び場所を指定して許可した貨物

三・四（省略）

2（省略）

（保税展示場に入れる外国貨物に係る手続）

第六十二条の三 外国貨物を保税展示場に入れる者は、政令で定めるところにより、税関長に申告し、前条第三項の行為をすることにつき、その承認を受けなければならない。

2（省略）

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 （省 略）
- 二 国際貨物業務 国際運送貨物に係る税関手続その他の業務で政令で定めるものをいう。
- 三 （省 略）

（電子情報処理組織による申告又は処分のお知らせ）

第三条 税関長は、関税等の納付に関する申告その他の政令で定める手続（以下「申告等」という。）又は申告等に対する処分のお知らせについて、政令で定めるところにより、電子情報処理組織を使用して行わせ、又は行うことができる。

2）4 （省 略）

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律施行令（昭和五十二年政令第二百二十号）（抄）

（国際貨物業務）

第一条 電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（以下「法」という。）第二条第二号（定義）に規定する政令で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 別表に掲げる申告その他の手続に関する業務
- 二 九 （省 略）

（申告等の指定）

第二条 法第三条第一項（電子情報処理組織による申告又は処分のお知らせ）に規定する政令で定める手続は、別表に掲げる申告その他の手続とする。